

大阪市立西九条保育所運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程は、大阪市立児童福祉施設条例施行規則（昭和39年規則第51号）の施行に関し、大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年条例第36号）に基づき設置された大阪市立保育所のうち、【社会福祉法人 南海福祉事業会】が運営業務を行う施設（以下「保育所」という。）について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）及び大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第99号）の規定に基づき、大阪市立児童福祉施設条例（以下「市立施設条例」という。）及び大阪市立児童福祉施設条例施行規則（以下「市立施設規則」という。）で定めるもののほか、保育所の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 大阪市立西九条保育所

大阪市此花区西九条1-7-14

(施設の目的及び運営方針)

第3条 保育所は、保育を必要とする乳児、幼児その他児童を日々受け入れ、又は市立施設条例第3条に掲げる事業を行うことを目的とする。

2 保育所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児、幼児その他児童（以下「入所児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 保育所は、入所児童の属する家庭や地域の様々な社会資源と連携を図りながら、入所児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号。以下「設備運営基準条例」という。）、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法規等を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第4条 保育所の利用定員は80名とし、内訳は次のとおり定める。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6名	10名	12名	16名	18名	18名

(提供する保育等の内容)

第5条 保育所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、次の各号に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう）
- (2) 食事の提供（大阪市立保育所給食提供事業実施要綱第3条に掲げるもの）
- (3) 時間外保育（延長保育）（市立施設条例第3条第2号に掲げるもの）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 保育所での保育等の実施に当たり配置する職員の職種、職務は次のとおりとする。員数は設備運営基準条例等で定められている基準以上の数となるように運営する。

(1) 施設長

施設長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、入所児童を全体的に把握し、運営事務をつかさどる。

(2) 主任保育士

主任保育士は、所長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに、地域の保護者等に対する子育て支援を行う。

(3) 保育士

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 給食調理員

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつ調理業務を行う。

(5) 嘱託医

嘱託医は、児童の心身の健康管理を行うとともに、健康診断、歯科健康診断、職員及び児童の保護者への相談、指導を行う。

(保育を提供する日)

第7条 保育を提供する日は、市立施設規則第3条に定める休館日を除いた月曜日から土曜日までとする。

(保育を提供する時間等)

第8条 保育を提供する時間等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時から午後16時の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 時間外保育（延長保育）

時間外保育を提供する時間は、保育標準時間認定の場合は、午後6時30分から午後7時30分までの範囲内とし、保育短時間認定の場合は、午前7時30分から午前8時及び午後4時から午後6時30分までの範囲とする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 法第20条第4項による支給認定証の交付を受け、保育所において児童福祉法第24条第1項の規定による保育を受ける児童（保育を受ける児童が同条第5項又は第6項第1号の規定による措置を要すると認められた児童である場合を除く。）の保護者（以下「支給認定保護者」という。）は、市立施設条例第3条第1号に定める使用料として、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額として大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第8条で定める利用者負担額（保育料）を、市立施設条例及び市立施設規則の定めるところにより市に支払うものとする。

2 保育所が提供する食事の提供を受ける支給認定保護者は、大阪市立保育所給食提供事業実施要綱に定める給食費を、当該要綱の定めるところにより保育所に支払うものとする。

3 保育所が提供する時間外保育（延長保育）を利用する支給認定保護者は、市立施設条例第3条第2号ア及び同号イに定める延長保育料を、市立施設条例及び市立施設規則の定めるところにより保育所に支払うものとする。

4 保育所は、前各項に定めるもののほか、支給認定保護者から必要に応じて次に掲げる保育所の保育利用その他便宜の提供に要する実費額の支払いを受けるものとする。

(1) 所外保育にかかる行事費

(2) 帽子等個人持ちの物品にかかる被服費

(3) 個人負担の教材にかかる教材費

(4) その他保育所の保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの

(利用の開始に関する事項)

第 10 条 保育所は、児童福祉法第 24 条第 3 項に基づき、各区保健福祉センター所長が利用調整により保育所の利用を決定したときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 11 条 保育所は、次の各号に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 入所児童が小学校に就学したとき。
- (2) 2 号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3 号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 保育所の職員は、保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は当該児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 保育所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 入所児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策等)

第 13 条 保育所は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

- 2 保育所は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 保育所は、入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 15 条 保育所は、大阪市公文書管理条例で定める公文書のうち、次の各号に掲げる保育の提供に関する記録については、その完結日の属する年度終了日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。